

議事要旨(3) 企業会計基準「株主資本等変動計算書に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針(案)」について

大橋研究員より、資料「株主資本等変動計算書に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針(案)」の文案に基づき、会社法対応専門委員会における検討状況についての説明が行われた。なお、標題の会計基準(案)および適用指針(案)は、第94回企業会計基準委員会(平成17年12月2日開催予定)での公表議決を予定している。

公開草案公表後の会計基準(案)及び適用指針(案)の修正及び論点とされている主な事項と質疑応答の概要は以下のとおりである。

会計基準の名称が、公開草案公表時の「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)」から、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」に変更されている。

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」での利益剰余金の内訳科目の公開草案公表時からの変更に伴い、株主資本等変動計算書の表示区分を変更した。

注記事項について主に以下の2つの変更点があった。

- (1) 公開草案では個別中心の注記開示であったが、連結中心とした。
- (2) 新株予約権に関する事項(新株予約権の種類、権利の行使を仮定したことによる株式数に関する事項、当期末残高)を求めることとした。

このうち、(2)に関し、注記の対象となる新株予約権の範囲について(現在の案は、いわゆるポイズンピルは含み、一括法で処理されたいわゆる転換社債型新株予約権付社債は含まない。)及び、注記事項として新株予約権の内容の記載も求めるか(現在の案は、当該事項を不要とする。)が議論された。前者については現在の案に反対する意見はなかった。後者については、ポイズンピルやMSCBに関する内容の情報が投資家にとって有用という理由から新株予約権の内容の注記を求める意見を除き、新株予約権の内容の記載を求める意見はなかった。

- (3) 適用時期については、公開草案公表時には、会社法施行期日以後終了する事業年度から適用し、中間期については、会社法施行期日以後終了する事業年度の翌中間会計期間から適用(早期適用可能)としていた。現在の案は、このうち、中間期について、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間・中間会計期間から作成する案と、会社法施行日以後終了する連結会計年度及び事業年度の翌中間連結会計期間・翌中間会計期間(早期適用可能)の案の2案を提示している。質疑応答では、A案を支持する意見はあったが、B案を支持する意見

はなかった。

なお、適用時期に関係して、会社法施行日以後終了する連結会計年度及び事業年度から株主資本等変動計算書を作成しても、中間と年度の首尾一貫性が保持されていない場合には該当しない旨の記載も、公開草案公表後、追加されている旨の説明が行われた。

- (4) 株主資本等変動計算書の様式について、公開草案では、純資産の各項目を横に並べる様式、純資産の各項目を縦に並べる様式が並列的に提案されていた。これにつき、開示制度との関係から、いずれかを原則とすべきかの議論が会社法対応専門委員会で行われ、専門委員会の議論では純資産の各項目を横に並べる様式を支持する意見が多かった旨の説明が行われた。質疑応答では、いずれかを原則とするのであれば純資産の各項目を縦に並べる様式を支持する意見（その根拠は、現在の事務局案では横に並べる様式の場合、純資産合計も記載させているが、株主資本以外の各項目を純額によった場合の純資産合計は意味をもたない、他の財務諸表は縦の形式である等）もあったが、横に並べる様式を支持する意見（その根拠として、一覧性があり理解しやすい。株主資本間の変動の整合がよく理解できる。）の方が多かった。
- (5)（審議事項（4）の説明のなかで説明）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものについては、公開草案では求められていなかった配当金の原資の記載を求めることとした。

以 上